

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 1 7 日

各

〔	都 道 府 県	〕
	保健所設置市	
	特 別 区	

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取り扱いについて
(再周知)

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取り扱いについては、「新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査の実施について」（令和 2 年 3 月 4 日付け健感発 0304 第 5 号。以下「行政検査通知」という。）により、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）と医療機関との間における、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく行政検査の委託契約の締結についてお知らせしてきたところである。

PCR 検査及び抗原定量検査については、喀痰、鼻咽頭拭い液等のほか、唾液による検査も可能となっており、現下の感染状況や今後のあらゆる局面における対応に万全を期すため、更なる検査体制の強化が必要である。

このため、以下の事項に留意し、行政検査通知を踏まえた行政契約の締結を積極的に進めていただくよう、あらためて願います。

- 行政検査通知「（2）行政検査として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施する医療機関」における「帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」として認めるに当たっては、都道府県等の事務負担等にかんがみ、集合契約の場合のみならず、医療機関と個別に契約する場合においても、行政検査通知の別添 3（委任状様式例）に記載されている「チェック項目」を活用し、契約を希望する医療機関がすべてのチェック項目を満たしていることを表明した場合には、その表明をもって要件を満たすものとして契約締結を行うなど、柔軟かつ積極的な契約締結に努めること。

- 行政検査通知の別添２の事務契約書（案）を踏まえた集合契約を締結するに当たっては、検査の方法や検体の違いを問わず、チェック項目を満たしているのであれば幅広い医療機関で実施できるものであることから、取りまとめ機関において契約の対象となる医療機関を絞ることとならないよう配慮を促すこと。
- 行政検査の委託契約の効果は遡及させることができること。
- まずは更なる検査体制の確保が重要であり、地域における検査体制の強化に向け、関係者との連携を一層進めること。